平成２２年（フ）第３２４１号
福岡市南区大橋２丁目25番13号
破産者　木之脇一彦
1　決定年月日　平成23年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１０３号
福岡県直方市大字中泉1043番地１
破産者　田中信一郎
1　決定年月日　平成23年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

平成２２年（フ）第３０６４号
札幌市豊平区豊平３条６丁目１番７―202号
破産者　宗宮　　肇
1　決定年月日　平成23年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２９３号
札幌市南区真駒内緑町４丁目１番21―404号
破産者　渡邊　泰啓
1　決定年月日　平成23年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３９４号
札幌市中央区南６条西12丁目1300番地３
コーポラス良和２―207号
破産者　南出　絵理
1　決定年月日　平成23年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０７号
北海道紋別郡遠軽町生田原伊吹14番地
破産者　橋本　彩子
1　決定年月日　平成23年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２２年（フ）第２号
秋田市旭北寺町４番28号
破産者　熊谷　昭次
1　決定年月日　平成23年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６２９号
秋田市河辺和田字和田113番地２　竹屋コーポラス106
破産者　渡邊　正雄
1　決定年月日　平成23年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７４号
秋田県潟上市天王字追分西３番地48
破産者　工藤　伸一
1　決定年月日　平成23年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７５号
秋田県潟上市天王字追分27番地18
破産者　松坂恵理子
1　決定年月日　平成23年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第９０号
秋田県潟上市天王字上北野42番地12
破産者　三浦　清彦
1　決定年月日　平成23年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３５８号
福島県伊達市梁川町細谷字馬下22番地
破産者　鈴民メリヤスこと　鈴木　民夫
1　決定年月日　平成23年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第４１号
福島市清明町２番３号　ネオハイツ清明町弐番館1003号
破産者　遠藤　孝子
1　決定年月日　平成23年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第２１１６号
埼玉県三郷市高州４―75―10　エメラルドメゾン203佐藤方、開始決定時の住所横浜市都筑区川和台24番28号
破産者　岡田　英樹
1　決定年月日　平成23年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５号
和歌山県田辺市中辺路町近露778番地の１
破産者　大野製材所こと　大野　　耕
1　決定年月日　平成23年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２２年（フ）第９２６号
熊本市沼山津３丁目４番６号
破産者　森　　晃
1　決定年月日　平成23年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

破産手続終結

平成２２年（フ）第５４５６号
千葉県習志野市本大久保４丁目19―11―Ｄ―207
破産者　野口　万美（旧姓小関）
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８７８３号
東京都江戸川区東葛西６丁目６－８―404、開始決定時の住所東京都江戸川区清新町２丁目６―13―604
破産者　原　　健次
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０５２９号
神奈川県横浜市中区弁天通４―59
破産者　イケダシステム輸送株式会社
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部